

KANAGAWA



わたしたちの
神奈川だから



みなさまのご支援を安心につなげたい

日本赤十字社は、地域福祉やボランティア活動など地域に根ざした活動を行っており、また、災害が発生すると、自治体や地域住民の方々と協力して救護活動を行うなど、地域と密接なかかわりがあります。例えば、自主防災活動や地域福祉活動への助成金交付や、防災拠点に発電機を配備した地域もあります。お住まいの市区町村には、赤十字の担当窓口があります。これからも地域のニーズに合わせ、皆さまの温かいご支援に応える努力を続けていきます。



平成28年度の予算 (主なものについて)

青少年赤十字

35,246,000円

県内の小・中・高校において、健康安全プログラムを開催していきます。



災害救護事業

131,977,000円

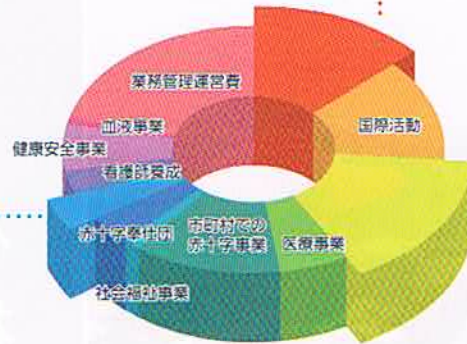
各地域への災害備蓄倉庫の整備を進めていきます。



赤十字思想の普及

157,059,000円

企業や地域と連携しての安心なまちづくりを目指して、安全思想の普及に努めていきます。



平成26年度 決算報告 支出合計額 1,001,396,876円



| | | | |
|------------|--------------|---------|--------------|
| 災害救護事業 | 115,495,328円 | 赤十字奉仕団 | 41,948,627円 |
| 国際活動 | 132,000,979円 | 青少年赤十字 | 32,538,013円 |
| 赤十字思想の普及 | 144,020,664円 | 看護師養成 | 31,710,000円 |
| 医療事業 | 111,051,427円 | 健康安全事業 | 53,997,451円 |
| 市町村での赤十字事業 | 124,968,000円 | 血液事業 | 22,834,165円 |
| 社会福祉事業 | 37,668,223円 | 業務管理運営費 | 153,163,999円 |

Q. 寄付の金額に決まりはありますか？

A. 赤十字事業にご賛同いただき、「社員」となった皆さまには、毎年500円以上の「社費」を納めていただきますが、寄付金としてご協力いただく場合は、この限りではありません。また、「社員」への加入や退会をご本人の自由意志によるものであり、強制的なものではありません。

Q. 日本赤十字社の「社員」には誰でもなれるのでしょうか？

A. どなたでも社員になることができます。また、規定により日本赤十字社や国からの表彰制度があります。寄付金のご協力を通じた赤十字活動への参加を、社会貢献や奉仕活動のひとつとしてお考えいただき、ご協力をお願いいたします。

Q. 寄付をする・社費を納めると、税金の控除はありますか？

A. 日本赤十字社に対して一定額以上の寄付(社費、寄付金)をいただいた場合は、税制上の優遇措置が受けられますが、受付期間や募集額に制限があります。また自治会などでお渡しする「受領証」は確定申告に使用できる領収証と差し替えが必要ですので、詳しくはお問い合わせください。【個人】所得税、地方税(個人住民税)、相続税 / 【法人】法人税